

相模原市営自動車駐車場の次期指定管理者公募に向けた
サウンディング型市場調査実施要領

1 サウンディング型市場調査について

「サウンディング型市場調査」とは、市が予定している事業等の検討にあたって、民間事業者等から広く意見・提案を求め、市場性の有無や民間のアイデア等を把握するために実施するものです。

2 調査の目的

相模原市営橋本駅北口第1自動車駐車場他5施設の管理運営について、令和9年度に次期指定管理者の公募を予定していることから、今後の管理運営方法等について民間事業者等の皆様から幅広くご意見、ご提案を伺い、当該施設の市民サービスの向上を図るための調査を実施します。

3 調査の対象

事業名等	相模原市営自動車駐車場の管理運営
施設の概要	相模原市営橋本駅北口第1自動車駐車場他5施設 ※詳細は別紙1のとおり
対話内容 (主なもの)	令和9年度実施予定の、相模原市営自動車駐車場の管理運営に関する指定管理者公募に向けて、 1 施設の管理運営方法に関すること 2 地域に貢献できる事業等に関すること 3 その他、懸念事項に関すること について、ご意見、ご提案をお聞かせください。
対象者	事業主体となる可能性がある団体またはそれらを構成員とするグループ等

※詳細については、次ページ以降をご確認ください。

4 実施スケジュール

内 容	実施時期
対話実施の公表	令和8年8月17日(月)
事前説明会の開催	令和8年9月3日(木) 午後2時から3時まで
現地見学会	実施しないが、対象施設の見学は可能(予約不要)
対話参加の申込み	令和8年9月3日(木) から25日(金) まで
資料提出	対話実施日の3営業日前まで
対話の実施	令和8年10月1日(木) から7日(水) まで※土日除く
結果の公表	令和8年11月上旬(予定)

5 対話までの流れ

(1) 事前説明会の開催（事前申込制）

事業概要及び対話の趣旨について、事前の説明会を開催いたします。

参加を希望される方は、別紙2「事前説明会参加申込書」に必要事項を記載し、Eメールに添付の上、期日までに次の申込先へお申し込みください。内容を確認後、受信した旨のメールを返信します。

※事前説明会への出席は、対話参加の必須条件ではありません。

※「相模原市営自転車駐車場の管理運営に関する指定管理者公募に向けたサウンディング型市場調査」と共通の説明会となります。

※Eメールの件名は「【事前説明会申込(自動車)】(団体名)」としてください。

【日 時】令和8年9月3日（木） 午後2時から3時まで

【場 所】相模原市総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）
A館7階 視聴覚室（相模原市中央区富士見6-1-1）

【申込期限】令和8年8月31日（月）午後5時まで

【申 込 先】相模原市都市建設局道路部路政課

Eメールアドレス：rosei@city.sagamihara.kanagawa.jp

(2) 対象施設の見学（申込み不要）

【見学期間】令和8年9月3日（木）から18日（金）までの平日の午後1時から5時までのみ（午前中、土日祝日不可）

【見学にあたっての条件】

- ・必ず各施設の管理事務室に声をかけてから、見学を行ってください。
- ・一般利用者の利用に支障が出ないように、注意してください。
- ・写真撮影は、できる限り人物や車両番号が映り込まないように配慮するとともに、自社資料にとどめることを条件に可能とします。
- ・見学範囲は、一般利用者が通常立入り可能な範囲までとします。なお、閉鎖している箇所等で見学したい場所がある場合は、必ず事前に路政課（電話：042-769-8258）と調整してください。

※管理事務室内の見学はできません。

(3) 対話参加の申込み（事前申込制）

別紙3「対話エントリーシート」に必要事項を記載し、Eメールに添付の上、期日までに次の申込先へお申し込みください。内容を確認後、受信した旨のメールを返信します。

※Eメールの件名は「【対話申込(自動車)】(団体名)」としてください。

【申込期間】令和8年9月3日（木）から25日（金）午後5時まで

【申 込 先】相模原市都市建設局道路部路政課

Eメールアドレス：rosei@city.sagamihara.kanagawa.jp

(4) 資料提出

提案内容に関する資料(様式は任意)を作成いただき、Eメールに添付の上、期日までに次の提出先へ送信してください。内容を確認後、受信した旨のメールを返信します。

※Eメールの件名は「【資料提出(自動車)】(団体名)」としてください。

【提出期限】対話実施日の3営業日前までとします。

【提出先】相模原市都市建設局道路部路政課

Eメールアドレス: rosei@city.sagamihara.kanagawa.jp

(5) 対話の実施

知的財産保護の観点から、対話は個別に実施します。

【日時】令和8年10月1日(木)から7日(水)まで(土日除く)の間で、
概ね1時間程度

※申込受付後、申込順に別途日時の調整をするため、ご希望に添えない場合があります。

【場所】相模原市役所本庁舎第1別館会議室(予定)

【実施方法・対話内容等】「7 対話内容」以降をご確認ください。

6 実施事業の概要

(1) 対象施設

相模原市営橋本駅北口第1自動車駐車場他5施設

※詳細は別紙1のとおり

(2) 施設の管理運営方法等に係る市の考え方

ア 現状

当該施設は、中心市街地や駅周辺の交通渋滞の緩和及び路上駐車解消を図り、円滑な自動車交通を確保するとともに、来街者の利便性向上を図るため設置したものです。指定管理者制度を導入して管理運営を行っており、利用料金は指定管理者の収入としております。また、基本納付金のほかに、収支に余剰が生じたときは、ご提案いただいた割合で別途、追加納付金を収めていただいております。なお、5年間で修繕費の執行総額が6,600万円を下回る場合は、最終年度に差額を市に納付することとしております。

イ 課題について

ITを活用したリアルタイムな情報提供と利便性の向上(定期利用の受付や更新、空き状況等)、駐車場内の管制設備(多様化する車番認証への対応や事前精算機増設等)、老朽化する施設の維持管理、利用頻度の少ないフロアの利活用、利用者マナー(障がい者駐車場枠の不正利用、駐車場内でのスケートボード利用等)、カーシェアの実施方法(現在は自主事業として運用)、また現在5年としている指定期間の設定や利益の還元方法(追加納付金に限らず、速やかな施設修繕による還元等)について、課題があると考えております。

ウ 今後の方向性について

市民サービスの向上や利用者の増加等、施設の活性化を図るため、より良い管理運営方法を取り入れたいと考えております。

エ 予定している事業手法

指定管理者制度（利用料金制）を予定しております。なお、令和15年度以降は、貸付による駐車場運営も検討しております。

(3) 前提条件

ア 指定期間

5年以上（令和10年4月1日から）10年以内

イ 事業スケジュール（予定）

令和 8年度 サウンディング型市場調査

令和 9年度 次期指定管理者の公募

令和10年度 事業開始

7 対話内容

主に次の項目について、自らが管理運営の主体等となることを前提に、実現可能なご意見・ご提案をお願いいたします。

対話の際には、事前にご提出いただいた資料に沿って、説明をお願いします。その後、市側から質問し、または参加者からの質問に対し回答させていただく形式で、対話を実施します。一部、お答えいただくことが困難な項目・内容があっても差し支えありません。

また、必要に応じて、対話実施後に追加対話（書面による対話を含む。）等を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

【主な対話項目】

1 施設の管理運営方法に関すること	(1)指定期間について (2)料金体系について（想定する料金、割引サービス等） (3)ITの活用について（定期申込、空き状況照会含む） (4)支払方法について（電子マネー等） (5)駐車場内設備（管制設備等大規模設備修繕）について (6)駐車場内外の防犯対策や利用者マナーについて (7)利用頻度の少ないフロアの利活用について (8)駐車場の付加価値となる事業について（カーシェア等）
2 地域に貢献できる事業等に関すること	(1)地域団体等と協働した地域イベント等について (2)当該地域性を活かしたサービスの提供について (3)その他、安全・安心を提供するイベント等について
3 その他	(1)利益の還元方法について (2)管理運営にあたり、懸念する事項等について (3)貸付等への移行について（準備期間や課題等） (4)前回の募集要項の中で課題と感じた事項について

8 留意事項

(1) 対話及び対話内容の取扱いについて

対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。

対話内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、何らかの約束をするものではないことをご了承ください。

(2) 対話に関する費用の負担について

対話参加に要する費用は、提案者の負担とします。

(3) 実施結果の公表について

対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。

公表にあたっては、提案者の名称及び知的財産に係る内容は原則として公表いたしません。また、公表内容を提案者に対し事前に確認を行います。

※「相模原市情報公開条例」その他関係法令の規定に従い、提案の内容については情報公開の対象となる場合があります。

(4) 参加除外条件について

次のいずれかに該当する場合は、対話に参加することができません。

ア 相模原市暴力団排除条例（平成23年12月26日条例第31号）第2条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するもの）と認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は同条第2項に違反している事実がある者

9 参考資料

(1) 相模原市営自動車駐車場の施設平面図

(2) 相模原市営自動車駐車場の収支計算書（令和5年度から7年度）

(3) 利用状況（令和5年度から7年度）

(4) 各自動車駐車場案内（相模湖ふれあいパークを除く）

(https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/shisetsu/kouen_kankou/parking/index.html)

(5) 指定管理者の募集概要及び選考結果（令和4年度実施）

(<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026766/seido/1026770/shiteikanri/1028782/1025595.html>)

10 問合せ先

連絡先：相模原市都市建設局道路部路政課

所在地：相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話番号：042-769-8258（直通） 平日午前9時から午後4時まで

FAX：042-754-8490

Eメール：rosei@city.sagamihara.kanagawa.jp